

〈募集要項等に関する質問に対する回答〉（令和7年6月6日回答分）

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	要求水準書	12	1.4.9	ケ				光熱水費の負担	現在の給食センターにおける過去3年分の水光熱費の実績を参考に開示いただけますでしょうか。	別紙として公表しますので、参照してください。
2	募集要項	6	2.7.2	(4)				施設機能	「本件施設に必要な施設内容」について、「付帯施設」のうち排水処理施設は平成24年竣工（築13年程度）と比較的新しく、継続利用による経済的メリットが大きいと考えますが、付帯施設の流用は可能でしょうか。	不可とします。
3	募集要項	23	3.4.7.	(2)	カ	(イ)		提案価格の記載	「運営・維持管理費及び統括マネジメント費の各年度の提案価格を平準化する必要はない」とありますが、平準化した提案も可能、という理解でよろしいでしょうか。	平準化した提案も可とします。
4	募集要項	23	3.4.7	(2)	カ	(イ)		提案価格の記載	運営・維持管理費及び統括マネジメント費の各年度の提案価格は平準化する必要がないとのことですが、同一年度内の四半期毎の請求については、平準化するとの認識で宜しいでしょうか。	提案に委ねます。
5	募集要項	24	3.4.7	(2)	ケ			契約保証金	契約保証金の額や納付方法について、開業準備期間及び運営・維持管理期間に関しては運営・維持管理業務委託契約書（案）にて詳細に規定され、複数の履行保証保険の付保も許容されている一方、設計・建設期間の契約保証に関しては、設計建設業務請負契約や同特約事項、及び約款において、同様の規定がありません。つきましては、設計・建設期間の契約保証についても、複数の履行保証保険の付保（個別の業務ごとに付保）による対応をお認めいただきますよう、お願いします。	設計・建設業務請負契約の契約保証金についても、運営・維持管理業務委託契約書（案）第13条第6項と同様に、複数の履行保証保険契約の付保による契約保証金の納付の免除を認めます。
6	募集要項	25	3.6.1					契約の締結	「それぞれの契約金額は、価格提案書（様式集 様式46）に記載された見積額の内訳をもとに協議して決定する」とありますが、「協議して決定する」の主旨をご教示ください。（協議した結果、契約金額に変更が生じる可能性があるということでしょうか）	原則として、価格提案書（様式集 様式46）に記載された見積額の内訳をもとに契約しますが、協議により変更する可能性があります。
7	募集要項	26	3.6.5	(1)				設計・建設請負契約	「市は、設計・建設業務に係る請負代金については、設計・建設業務請負契約書の規定に基づき支払うものとする。」とありますが、設計業務に係る請負代金は、業務完了時（成果品納品時）に全額お支払いいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	「丸亀市設計施工一括発注工事対象請負契約約款」（以下「約款」という。）に基づき、前払い、中間前払い、部分払いの請求は可能です。 前払い、中間前払い、部分払いは、募集要項3.6.5.(1)、約款第41条及び第44条、第64条、第65条、第66条に基づき、令和7年度を除き、毎年度請求が可能です。ただし、業務ごとではなく、設計・建設業務全体が対象となります。 部分払いの請求回数や各会計年度の支払限度額、出来高予定額等は、優先交渉権者決定後に、事業者の提案を踏まえ市と優先交渉権者が協議して決定します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
8	募集要項							全般	今回、既存センター棟を解体することになりますが、既存センター棟の図面を提示して頂けるのでしょうか。	既存センター棟に関しては、建築図面のデータがありません。紙図面の閲覧を申請により受付けています。
9	要求水準書	4						次世代に負担を残さない施設	募集要項p24に示されている通り、本事業期間においては100食程度しか提供食数が減少しない計画である一方で、「将来の調理数の増減に柔軟に対応できる施設・設備」の提案を期待されています。これは、本事業期間終了後も含めた将来的な可能性を考慮されてのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	9	1.4.8					本件施設用地概要	敷地周辺の既存擁壁について、強度等の問題はないと考えてよろしいでしょうか。図面・資料等がございましたらご教示お願いいたします。	前段につきましては、事業者にて判断のうえ計画してください。後段につきましては、既存擁壁に係る図面・資料等はありません。
11	要求水準書	10	1.4.9		イ	(イ)		献立内容	週のうち米飯とパンは何回ずつの予定ですか？ 米飯のうち具材を釜で調理する「具入り炊き込みご飯」の頻度は月に何度くらいですか？	前段については、現在は、月・水・金曜日と第1火曜日が米飯給食です。後段については、具材を釜で調理する頻度は平均で週1回程度を想定してください。なお、ばら寿司以外の炊き込みご飯・まぜご飯は、具材を釜で加熱調理後、米と具材と調味料と一緒に炊飯する方法を基本としています。
12	要求水準書	10	1.4.9		イ	(ウ)		献立内容	ジャム、ふりかけ、チーズ等の個包装のゴミは本件施設に持ち帰り処理するものになりますでしょうか。	牛乳パックを除き、ジャム、ふりかけ、チーズ等の個包装のゴミは本件施設に持ち帰り処理はしませんが、それらの段ボール箱等は持ち帰り処理するものとします。
13	要求水準書	10	1.4.9		カ			【本島学校給食センターで調理できない場合の調理等】	本島学校給食センターで調理出来ない場合は本件施設で対応することになっていますが、頻度はどれくらい見込まれますか？ これは学校行事や施設修繕等に関連して計画的、予定的に起こりますか？ この1, 2年では何回対応しましたか？	前段については、月1回程度を想定してください。ただし、調理員の健康上の都合で一定期間継続する場合も想定されます。中段については、突発的に発生することを想定ください。下段については、最近2年間で、2週間程度継続したことが1回ありましたが、それ以外は発生していません。
14	要求水準書	11	1.4.8					本件施設用地概要	敷地境界線にフェンス等を設置する場合も想定されますが、水路が本事業用地に含まれた場合に発生する費用も協議内容に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	11	1.4.9	カ				配送校とその所在地	悪天候などにより船が欠航した場合の対応についてご教示ください。また、欠航などを考慮した備品類の準備が必要となりますでしょうか。	前段については、予め島しょ部小・中学校に備え付けの非常食で対応します。後段については、不要です。
16	要求水準書	11	1.4.9	カ				配送校とその所在地	広島給食配送の際に前日分の保温コンテナ等を持ち帰ることと記載がございますが、土日祝や長期休暇などを挟む場合の対応をご教示ください。	前日分保温コンテナは、土日祝の場合は船会社にて保管し、休み明けに回収することを想定しています。長期休暇の場合は、給食提供最終日の翌日に回収することを想定します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
17	要求水準書	11	1.4.9	カ				配送校とその所在地	令和7年1月31日公表の「実施方針及び要求水準書(案)」に関する質問に対する回答」№.110において、本島学校給食センターで調理できない場合の調理等の頻度を月1回程度を想定と回答を頂ておりますが、仮に本島学校給食センターの職員様の病気等による欠勤が長期に渡り、長期間に及ぶ対応が必要になる場合には、委託料の増額分を頂けないでしょうか。	左記の状況となった場合には、委託料の取り扱いも含めて協議します。
18	要求水準書	11	1.4.9	カ				配送校とその所在地	本島学校給食センターで調理できない場合の調理等につきまして、配送にあたっては、丸亀港(10:40発)に10分前の10:30から待機する必要がございますでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書	11	1.4.9	カ				配送校とその所在地	本島学校給食センターで調理できない場合の調理等につきまして、保温コンテナ等の回収は当日13:05着以降から当日何時まで可能でしょうか。	船会社の営業時間内であれば対応可能と考えます。詳細は船会社との協議によります。
20	要求水準書	11	1.4.9	カ				配送校とその所在地	本島への給食提供を実施するか否かは、どのタイミングで事業者へ伝えられるのかご教示ください。	気象警報時、災害発生時等の場合は、提供日前日20時までに連絡となる可能性があります。それ以外の場合は、随時情報を提供します。
21	要求水準書	11	1.4.9	カ				配送校とその所在地	広島、本島への給食が船輸送などの影響で2時間以内に喫食されなかった際に発生した食中毒事故の責任の所在についてご教示ください。	計画された時間のとおりに調理・配送された給食が、丸亀港で船会社に引き渡された場合には、2時間喫食の遵守はされていると見なします。ただし、2時間喫食以外の原因でも食中毒事故が発生する可能性があるため、食中毒事故の責任の所在は、事故発生時の状況により判断することとなります。
22	要求水準書	11	1.4.9	カ				配送校とその所在地	広島、本島への給食が船輸送などの影響で配缶の横転などが発生した場合の対応についてご教示ください。	食缶類は、保温コンテナ同様、横転等に対応したものを選択してください。
23	要求水準書	12	1.4.9	ケ				光熱水費の負担	既設センターに空調設備を導入するに伴い、発電機を設置した場合の燃料補充等も貴市が行うとの認識ですがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	12	1.4.9	ケ				光熱水費の負担	「米飯棟に係る水光熱費の支払いについては、市は事業者の請求に基づき支払うものとする。」とございますが、事業者が米飯棟に光熱水使用量を計測できる子メーターを設置しますので、米飯棟の光熱水費の請求は、水光熱費に係る契約先から直接市に請求されて頂いてもよろしいでしょうか。	電力・水道の契約は1施設当たり1契約との認識ですが、市に直接請求が可能ならば、左記の方法でも可とします。
25	要求水準書	15	2.1.1	ア				設計・建設業務実施体制	「設計・建設業務責任者を建築JVの代表者から配置すること」「建設業務責任者との兼務は可とする」とありますが、設計・建設業務責任者の資格要件(業務実績含め)は何かありますでしょうか。	設計・建設業務責任者の資格要件はありません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
26	要求水準書	15	2.1.1	ア				設計・建設業務実施体制	設計・建設業務責任者を建設業務責任者との兼務としない場合、設計・建設業務責任者は本業務への専任を求められるものでしょうか。 「他建設現場の監理技術者(現場代理人)」又は「営業所の専任技術者」との兼務は可能でしょうか。	前段につきましては、専任は求めませんが、市が必要とするときには速やかに連絡が取れるようにしてください。 後段につきましては、可とします。
27	要求水準書	15	2.1.1	ア				設計・建設業務実施体制	設計・建設業務責任者の着任時期はいつからになりますでしょうか。	要求水準書2.1.1.で規定する設計・建設業務責任者及び各業務責任者の着任時期は、設計・建設業務着手時とします。
28	要求水準書	15	2.1.1	ア				設計・建設業務実施体制	設計・建設業務責任者を、「事前調査業務」時・「設計業務」時までと、「建設業務」着手時(本件施設整備※新センター新築工事)で変更することは可能でしょうか。 (設計・建設業務責任者を建設業務着手以降は建設業務責任者と兼務とし、その期間までは別の者とさせていただくことは可能でしょうか。)	建設業務着手前後で設計・建設業務責任者を変更することは可とします。
29	要求水準書	15	2.2.1					事前調査業務	計画地について、土壌汚染等の可能性はないものと考えてよろしいでしょうか。関係資料がございましたらご教示お願いいたします。	令和5年度に地歴調査を実施した結果、「土壌汚染のおそれはない」と判定されています。
30	要求水準書	15	2.2.2	ク				設計業務	「市は、基本設計及び実施設計の内容に対し、事業者の提案主旨を逸脱しない範囲で、変更を求めることができることとする。」とありますが、市が求められる基本設計及び実施設計の内容についての変更の要望は、設計工程に支障しない適切なタイミングで行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	15	2.2.2	サ				設計業務	解体設計に必要な既存設計図は全て貸与いただけ、万が一市で保有されていない図面がある場合も、その部分について「解体撤去図では詳細な図面化を必要としない」との考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準で規定する解体業務を問題なく実施できるのであれば、可能な範囲で図面化していただくことでよいとします。
32	要求水準書	15	2.2.3	ア	(イ)			建設業務(第一期外構・植栽整備業務を含む。)	運用状況についての確認ですが、既設センター及び米飯棟の放送設備・インターホン設備・電話設備・調理情報モニター設備・監視カメラ設備・機械警備設備・電気時計設備・テレビ共聴設備・防災電気設備は、メイン機器を米飯棟に設置しておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、調理情報モニター設備と監視カメラ設備は現在の施設では設置しておりません。
33	要求水準書	15	2.2.3	ア	(イ)			建設業務(第一期外構・植栽整備業務を含む。)	米飯棟の監視カメラ設備の配線の種類をご教示ください。	提案に委ねます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
34	要求水準書	15	2.2.3	ア	(イ)			建設業務(第一期外構・植栽整備業務を含む。)	電話及びインターネット回線は、米飯棟に引き込み、そこから既設センターに分岐しておりますでしょうか。	電話回線、インターネット回線の交換器は、米飯棟会議室にあります。そこから既設センターに分岐しています。
35	要求水準書	16	2.2.3	ア	(コ)			建設業務	建設期間中の工事事務所や作業員の駐車場が取れないと思います。市から提供されるスペースはあるでしょうか。	左記について、現段階では市から提供するスペースはありません。
36	要求水準書	17	2.2.4	エ	(ア)			既存施設の解体撤去業務	「資料13」で示した事前解体等可の既存付帯施設(ガスメーター、自転車置き場、倉庫等)や植栽については、市の了承を得たうえで、本件施設の供用開始前に解体・撤去、移設等を行うことは可とする。」とありますが、それ以外の施設(例:⑦車庫)を事前解体は不可と考えてよろしいでしょうか。	給食の提供に支障がない方策を提案し、市の承諾を受けた場合には、それ以外の施設の事前解体を可とします。 例示の車庫に関しては、協議のうえ基本的には事前解体は可能とご理解ください。
37	要求水準書	18	2.2.7	ウ				既存センターの環境整備業務	昨年7月における既設センターの調理室及び洗浄室稼働時の平均室内温度をご教示ください。	令和6年7月の調理室の室温は平均30.1℃です。なお、洗浄室の温度記録はありません。
38	要求水準書	18	2.2.7	ウ				既存センターの環境整備業務	「既存センターに空調設備等を設置すること」とありますが当該設備の維持管理業務は本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	事業者が設置した既存センター棟の空調設備の維持管理は、事業者の業務範囲とします。 ただし、当該設備の運用に係る光熱水費は市が負担します。
39	要求水準書	18	2.2.7.	ウ				既存センターの環境整備事業	既存センターの労働環境に配慮した設備を設置した場合、維持管理業務は貴市にて対応して頂ける認識でよろしいでしょうか。	事業者にて設置した既存センターの労働環境に配慮した設備の維持管理業務は、事業者の業務範囲とします。 No38も参照してください。
40	要求水準書	18	2.2.9	オ				工事管理業務	「工事監理業務内容は各「工事監理指針」によること」とありますが、各「工事監理指針」は工事管理業務の内容を直接的に定めるものではないため、工事監理業務内容は国土交通省告示第八号「3.一工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」によるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書が求める工事監理業務の実施を最低限の条件として、工事監理業務の内容は提案に委ねます。要求水準を満たす施設を引き渡す施設整備となる工事監理をしてください。要求水準を満たす施設を市に引き渡すことが事業者の責となることに留意してください。
41	要求水準書	20	2.2.15	ア	(ア)			竣工検査及び引渡し業務	「建築基準法による検査済証他、本件施設等を使用するために必要な各種証明書等を事前に取得すること。～仮使用認定等の必要な許認可を受けること。」とありますが、「本件施設」と「渡り廊下等」はそれぞれにおいて適切な時期に建築確認申請を行うこととしてよろしいでしょうか。	供用後整備業務を行っている間にも本件施設及び米飯棟を使用できる方法であれば、提案に委ねます。
42	要求水準書	22	3	オ				開業準備業務	事業者が主催する試食会とは、どのような方々が参加することを想定しておりますでしょうか。	事業者の関係者等を想定していますが、提案に委ねます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
43	要求水準書	23	3	オ				開業準備業務	現在、貴市第二センターに従事している調理員や配送員、配膳員を積極的に採用する計画をしていますが、開業準備中も既存センターに従事しているため研修や教育、リハーサルに配慮が必要だと思慮します。既存センターに従事している従業員の最終出社日をご揭示ください。	既存センターに従事している従業員の最終出勤日は、令和10年3月の給食提供最終日までと想定します。
44	要求水準書	23	3	オ				開業準備業務	既存センターに従事している従業員は開業準備中も既存センターに従事しているため、平日にリハーサルが実施出来る可能性が低いです。土日になる場合でも米飯棟の調理員をはじめ、貴市にもご協力いただけるという認識でよろしいでしょうか。	可能な範囲で協力します。
45	要求水準書	23	3	サ				開業準備業務	「サ 内覧会・開所式の開催支援」について、内覧式及び開所式の規模をご教示ください。事業者において会場設営を実施するのでしょうか。その他、具体的な支援内容をご教示ください。	50名程度の参加者を想定しています。事業者において会場設営を実施してください。その他、資料作成、車両誘導、施設案内や説明等の支援、試食の配膳等を行っていただくことを想定しています。
46	要求水準書	23	3	サ				現会計年度任用職員の雇用	会計年度任用職員の方々の積極雇用を検討しています。現在の調理業務・配送業務・配膳業務の各業務ごとの全体数と会計年度任用職員数、また、会計年度任用職員の給与額・内容を開示いただけますでしょうか。	業務ごとの全体数と会計年度任用職員数は別紙として公表します。会計年度任用職員の給与額については公表しません。
47	要求水準書	23	4.1.7	ウ				事業期間終了時の措置及び大規模修繕の考え方	「事業期間終了年度もしくは、その前年度に建物関係の修繕をまとめて実施し、事業期間終了後1年以内に計画を含め大規模修繕が発生しないようにすること。」と記載ございますが、設備機器等は部品の供給が約10年で終了する可能性を考慮し、10年目以降から計画的に実施する必要がございます。その為、修繕の実施時期は事業者の提案をもとに協議とさせていただきたい。	事業期間終了後1年以内に計画を含め大規模修繕が発生しないことを前提に、修繕の時期を提案に委ねます。
48	要求水準書	26	4.1.6	オ	(イ)			修繕・更新	米飯棟において、修繕を実施する場合において、「すべての修繕についての報告を定期的に提出すること」ありますが、予算の範囲であれば、事前の承諾は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書	26	4.1.6	オ				修繕・更新	事業者にて米飯棟の改修や調理設備・調理備品の新規調達を行った場合においても年間累計額200万円(税別)を事業に含む(維持官営費用で見込む必要はない)という理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理期間に米飯棟の改修や調理設備の新規調達を行った場合において、年間累計額200万円(税別)を事業に含むことは可としますが、維持管理費で見込んでください。また、調理設備の新規調達は年間累計額200万円(税別)に含むことは不可とし、運営業務の「運営備品保守管理業務」の費用としてください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
50	要求水準書	26	4.1.6	オ				修繕・更新	米飯棟で新しく調達及び修繕を行った「調理設備や調理備品」や「米飯棟の改修した箇所」のお支払いについて、ご教授願います。 ①: 要求水準書(案)P27に示されている200万に含める。 ※(ア) 当該年度終了後に清算を行い、残金は速やかに市へ返納すること。 ②: ①を用いず新センター棟の長期修繕費用に含める。	運営・維持管理期間に米飯棟で新しく調達及び修繕を行った「調理設備」や「米飯棟の改修した箇所」については、「要求水準書/4.1.6./オ」に示す200万円に含むものとします。 また、No49も参照してください。
51	要求水準書	31	4.2.4	イ	(イ)			米飯棟	別途発注する調理設備保守点検業務の業務内容をご教示いただけますでしょうか。	炊飯ライン設備の分解清掃、定期点検業務となります。
52	要求水準書	33	4.2.6	イ	(イ)			e一般エリアの清掃	「見学者通路の窓ガラス等は1週間に1回以上清掃すること。ただし、給食エリア側の清掃については、学校の長期休業期間中に行うものとする。」とあります。 一方でa,(j)には「内壁の床面1m以上の部分、天井及び窓ガラスは月1回以上、清掃を行うこと。」とあります。 「給食エリア側の清掃については、学校の長期休業期間中に実施」「月1回以上の実施」の原則どちらの頻度での清掃を求めているかご教示ください。	給食エリア側の清掃については、学校の長期休業期間中に実施となります。
53	要求水準書	35	4.2.6	イ	(ウ)	i		清掃業務	「グリストラップを設置する場合は、1日に1回以上点検し、必要に応じ清掃を行うこと。また、学期ごとにピット内の堆積汚泥を汲み取ること。」と記載ございますが、排水処理設備が十分に機能しグリストラップの設置が無くても市の排水基準を満たすことが可能であればグリストラップの設置は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書	39	5.2.1					運営・維持管理業務責任者	運営・維持管理業務責任者の資格要件で1回3,000食以上を提供する調理施設での経験者を有するものとする。とあるが必須条件となるのか。必須の場合、記載通り運営業務総括責任者が兼任すれば問題はないか。	運営・維持管理業務責任者は、「1回3,000食以上を提供する調理施設での経験を有する者」が必須条件となります。また、運営業務総括責任者が兼任することは問題ありません。 なお、維持管理業務責任者(要求水準書/4.1.3./ア)は、「1回3,000食以上を提供する調理施設での経験を有する者」を求めています。
55	要求水準書	39	5.2.1					運営担当者	一覧表の運営業務責任者、アレルギー対応食責任者の資格は「管理栄養士または栄養士」ですが、同じ経験年数・食数での「調理師」が含まれないのは何故ですか？ 運営業務副責任者では調理師資格を含んでいます。十分な経験と能力があれば調理師資格でも宜しいですか？ 或いは正副のどちらかが「管理栄養士または栄養士」であれば他方は調理師資格でも宜しいですか？	前段につきましては、総合的に判断して決定しました。後段につきましては、原案のとおりとします。 調理師資格のみの者が、運営業務責任者に就くことは不可とし、運営業務副責任者に就くことは可とします。
56	要求水準書	39	5.2.1					運営担当者	運営・維持管理業務責任者と運営業務統括責任者の兼務は可能でしょうか。	「要求水準書/5.2.1.」を参照してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
57	要求水準書	39	5.2.1					運営担当者	運営・維持管理業務責任者は常勤が必須でしょうか。	常勤を必須とします。
58	要求水準書	39	5.2.2	イ				セルフモニタリングの実施	衛生機関等によるモニタリングを定期的に実施する事の記載がありますが、衛生機関等とはどのような機関をお考えでしょうか。	保健所、厚生労働省の食品衛生上の登録検査機関等を想定しますが、提案に委ねます。
59	要求水準書	44	5.3.1	イ	(エ)	a		二次汚染の防止	「通常会議」の頻度、対象参加者、内容をご教示ください。	左記の「通常会議」は、「要求水準書/5.2.3.」に示す通常運営会議となります。
60	要求水準書	45	5.3.1	イ	(ク)	d		配食	広島小学校・広島中学校分のパン・牛乳・冷凍デザートは本件施設への納品という理解で宜しいでしょうか。また、その場合に本件施設への各配送時間をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、現在は当日朝7:30～8:45の納品です。
61	要求水準書	45	5.3.1	イ	(ケ)	b		アレルギー対応食の提供	「混ぜご飯の除去食等、米飯提供においても対応すること」と記載がございますが、混ぜご飯でアレルギーが入っている献立例と調理工程をご教示ください。また、現在の給食での提供頻度も併せてご教示ください。	前段については、現在、ばら寿司の錦糸卵を別配缶として対応しています。現在のところ、それ以外のまぜご飯等でアレルギーを含む献立はありません。 後段については、現在、ばら寿司の頻度は、年に1、2回です。
62	要求水準書	45	5.3.1	イ	(ケ)	c		アレルギー対応食の提供	アレルギー対応食の調理について、開業当初の対象5品目から対応アレルギーの拡充を目指す記載がございますが、拡充を目指している対象品目をご教示ください。	現時点では、具体的に拡充を目指している対象品目は決めていません。
63	要求水準書	45	5.3.1	イ	(ケ)	c		アレルギー対応食の提供	アレルギー対応食の調理については、一部代替食として記載があります。事例をお示し下さい。	ヨーグルト→豆乳プリン 黒豆きなこクリーム→いちごジャム 手巻き寿司の卵焼き→さつまいものてんぷら うずら卵とちんげんさいのクリーム煮の 調理用牛乳→豆乳、スキムミルク→豆乳 コッペパン→冷凍パン 等です。
64	要求水準書	45	5.3.1	イ	(ケ)	e		アレルギー対応食の提供	アレルギー対象食の配食は給食1食分(1品目ではない)を専用個別配食容器にて提供とございますが、アレルギー対象品目がない日の場合も、専用個別配食容器での提供になりますでしょうか。	アレルギー対象品目がない日は、専用個別配食容器は使用していません。他の生徒等と同じ食缶から配膳されています。
65	要求水準書	45	5.3.1	イ	(ケ)	f		アレルギー対応食の提供	「アレルギー対応食の有無を学校職員や生徒等に知らせるカード」の作成は自治体にて作成いただき、日々の運用(食器カゴへ入れる作業)は事業者にて対応する認識でよろしいでしょうか。また、カードの書式などはどのような想定でしょうか。	前段については、事業者にて対応していただきます。 後段については、対象生徒等の氏名・学校・学年・クラス等を記載したA4サイズ紙をラミネートしたものです。
66	要求水準書	45	5.3.1	イ	(ケ)	i		アレルギー対応食の提供	アレルギー対応食の調理について、基本的には除去食とし、一部代替食とするとございますが、具体的な代替食の対応想定をご教示ください。	No.63を参照してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
67	要求水準書	45	5.3.1	ウ				配送・回収業務	配送ルートの最終配送校にコンテナ荷下ろし後、配送員が配膳・回収作業の補助に入るため、コンテナ回収作業まで配送車を校内に駐車することはできますか？	原則不可とします。
68	要求水準書	46	5.3.1	ウ	(ア)	f		配送・回収業務	現在、丸亀市第二学校給食センターで配送・回収業務に使用されている車両のサイズを教えてください。	別紙として公表しますので、参照してください。
69	要求水準書	46	5.3.1	ウ	(ア)	g		配送・回収業務	配送車の所有権については、事業期間終了時に市へ移転させるものとする記載があります。配送車両をリースにした場合にはリース会社所有となりますが、そのような場合の対応をご教授願います。	事業期間終了時は、市に所有権を移転できるよう事業者にて提案してください。ただし、車両調達方法についてリースを排除するものではありません。
70	要求水準書	48	5.3.1	オ	(ア)	h		配膳業務	校舎各階にコンテナ及び直接搬入品の配置と記載がありますが、各学校、各階、配膳方法を学校ごとにお示し下さい。	要求水準書 資料14-3 各校配膳業務マニュアルを参照ください。なお、本資料は、申請により資料を配布します。
71	要求水準書	48	5.3.1	オ	(ア)	l		配膳業務	「コンテナ回収後の残菜の仕分け」は具体的にどのような仕分けになりますでしょうか。	残菜を元の食缶にまとめる等があります。
72	要求水準書	49	5.3.1	カ	(エ)			廃棄物処理業務	「運営・維持管理業務で発生した廃棄物等(残渣を含む)は事業者が処理すること。」とあります。一方で<実施方針及び要求水準書(案)に関する質問に対する回答>のNo.201にて「廃棄物処理費用は自治体が負担する」との回答がございます。処理作業は事業者が行い、サービス対価に含めるという認識でよろしいでしょうか。	「運営・維持管理業務で発生した廃棄物等(残渣を含む)は事業者が処理すること。」の処理は、事業者が廃棄物処理施設に廃棄物を投入するまでの処理をいい、廃棄物を投入するまでの処理作業はサービス対価に含めてください。
73	要求水準書	49	5.3.1	カ	(エ)	a		廃棄物処理業務	市が貸与するパッカー車の車両情報(車検証に記載されている情報)を頂けないでしょうか。	別紙として公表しますので、参照してください。
74	要求水準書	49	5.3.1	カ	(エ)	a		パッカー車	市の貸与するパッカー車は、業務引継ぎの時にパッカー部の操作など、通常の走行以外の運転・操作について、市側担当者から操作説明を受けることができますか？またパッカー車の故障・修理・点検等で使えない場合、市から無償あるいは有償で代車を借りることはできますか？	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、代車はありませんが、業務に差支えないよう事業者と対応を協議をします。
75	要求水準書	51	5.3.1	ケ	(ア)	g	a	衛生管理体制の整備	健康診断は年1回以上の実施以外に、その他年2回定期に健康診断の実施とございますが、その定義をご教示ください。	提案に委ねます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
76	要求水準書	51	5.3.1	ケ	(ア)	g	b	衛生管理体制の整備	ノロウイルスの検査について、10月から3月には毎月1回以上ノロウイルスの高感度の検便検査を実施するほか、必要に応じて、適宜検便検査を実施することとございますが、適宜検便検査を実施するとは、協議をするとの理解で宜しいでしょうか。	左記(g)の場合の他、(d)の確認のために適宜検便検査を実施することという意です。
77	要求水準書	52	5.3.1	コ	(ア)	b		食育推進支援業務	「調理・食品検討会(随時)」の頻度、対象参加者、内容をご教示ください。	現時点では想定はありません。
78	要求水準書	53	5.3.1	シ	(イ)			災害時支援業務	移動式釜の使用を含めた訓練につきまして、想定している頻度をご教示ください。	市が年1回実施する合同防災訓練での実演が想定されますが、詳細の想定はありません。事業者と協議のうえ、決定します。
79	要求水準書	53	5.3.1.	ス	(ウ)			関係者間の調整・管理	「学期毎以上の頻度で設計・建設業務と運営・維持管理業務の各業務責任者及び市が出席する関係者協議会を参集し」とありますが、運営・維持管理業務期間に移行した後は、業務が完了している設計・建設業務の各業務責任者は、必要に応じて出席するとの認識でよろしいでしょうか？	当分の間は、原則として設計・建設業務の各業務責任者も参集することを想定しています。
80	要求水準書	54	5.3.1	シ				災害時支援業務	災害支援に要した費用は提案価格には含まず、都度請求させていただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書	57	6.2.1	(1)	c			荷受室	衛生に配慮した運営を行ううえで、「野菜類・調味料・一般物資」と「デザート・添物類・パン」の荷受室を一室の提案とすることは可能でしょうか。	不可とします。
82	要求水準書	58	6.2.1	(1)	b			検収室	衛生に配慮した運営を行ううえで、「野菜類・調味料・一般物資」と「デザート・添物類・パン」の検収室を一室の提案とすることは可能でしょうか。	不可とします。
83	要求水準書	59	6.2.1	(1)	d			野菜・果物下処理室	「果物類」のレーンは、「果物類を扱わない日には、他の作業レーンとして使用できるようにすること。」が要求水準書(案)から削除されておりますが、果物の提供がない日も果物以外の洗浄は不可になりますでしょうか。	原則不可とします。
84	要求水準書	59	6.2.1	(1)	e			卵処理室	缶切機はどのような場面で使用する予定になりますでしょうか。	現在は、うずら卵、缶詰フルーツ(みかん、パイン、桃)、ホールトマトで缶詰を使用しています。
85	要求水準書	59	6.2.1.					卵処理室	「e. 缶切機を設置すること。」と記載がありますが、どのような用途で使用をお考えでしょうか。卵を攪拌するミキサーの間違いでしょうか。	No.84を参照してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
86	要求水準書	59	6.2.1	(1)				汚染作業区域 食材搬入 プラットホーム	センターへ納品されるデザート・添物類・パンについて、検収作業の後はどのような作業を想定されていますでしょうか。その際、食材の動線が他の検収室・下処理室を経由となってもよろしいでしょうか。	前段については、検収作業後、広島小・中用とセンター従事者用に仕分けします。 後段については、デザート・添加物は、他の検収室・下処理室の経由は不可とします。ただし、パン(特に揚げパン用のパン)は、やむを得ず他の下処理室を経由することは可としますが、衛生管理に考慮した動線の提案を期待します。
87	要求水準書	60	6.2.1	(1)	e			食品庫・ 調味料庫	食品庫に配置する2槽シンクの用途を教えてください。また、調味料計量・仕分け室にシンクを配置する場合は不要としても良いでしょうか。	前段については、専用容器の移し替えを想定します。 後段については、左記の提案は可とします。
88	要求水準書	60	6.2.1	(1)	e			食品庫・調味料庫	e.2槽シンクを設置すること。 と、ありますが下記についてご教授願います。 ①具体的に何に使用する想定なのでしょうか。 ②調味料計量・仕分け室への設置でも可能でしょうか。	No87を参照してください。
89	要求水準書	60	6.2.1	(2)	b			食品庫・ 調味料庫	『冷蔵庫、冷凍庫を配置すること』とありますが、冷凍冷蔵庫でも良いでしょうか。	必要な容量が確保できる場合は可とします。
90	要求水準書	61	6.2.1	(2)	e			煮炊き調理室	学校で採取したパンや牛乳に関して、衛生面からセンターに持ち帰るのではなく、配膳校で保管することは可能でしょうか。	不可とします。
91	要求水準書	63	6.2.1	(2)	a			アレルギー対応調理室	アレルギー対象食の配食がない日は、アレルギー対応調理室での対応は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書	63	6.2.1	(2)	e			アレルギー対応調理室	「食缶・容器を洗浄する設備を設置すること。」とはアレルギー室で調理に使用した調理器具を洗う想定でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、生徒等が使用した専用個別配食容器等も洗浄します。
93	要求水準書	63	6.2.1	(2)	h			アレルギー対応調理室	『冷蔵庫、冷凍庫を配置すること』とありますが、冷凍冷蔵庫でも良いでしょうか。	必要な容量が確保できる場合は可とします。
94	要求水準書	63	6.2.1	(2)	h			アレルギー対応調理室	「靴、作業着、エプロン等を殺菌する消毒保管庫を設置すること。」とありますが調理室に入る前に準備室を設け、そこに殺菌庫を設置する提案でもよろしいでしょうか。	左記の提案は可とします。
95	要求水準書	66	6.2.2	(1)				市職員用事務室	要求水準書(案)からの変更点について、市職員用事務室に「洗濯室」の記載が削除されましたが、当該用途は発生しないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書	66	6.2.2	(1)				市専用部分	「k.施設管理設備を設置すること」とありますが、自火報盤の副盤の設置があれば良い、との理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書/6.3.3./イ/(キ)」の内容を満たすものとしてください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
97	要求水準書	67	6.2.2	(2)	j			見学者通路	調理員と見学者の動線の交差がないように考慮することとございますが、見学者が給食センターに来られる時間帯や頻度等の想定をご教示ください。	現時点で、見学の頻度や時間帯の想定はありません。
98	要求水準書	67	6.2.2	(2)				研修室	調理実習台を固定式とした場合も、研修室と調理実習室を兼用とし「固定調理実習台に着席(6台×6名=36名)＋可動機・椅子(24名)」で合計60名の収容人数とすることは可能でしょうか。	不可とします。
99	要求水準書	73	6.2.1	(4)				付帯施設	付帯設備は本件施設用地内に設置するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本件施設用地には、既存センター棟及び米飯棟が整備されている範囲を含むことにご留意ください。
100	要求水準書	75	6.3.1	キ	(キ)	b		ガスコージェネレーションシステム	「災害等による停電時に、研修室、市職員用事務室、事業者用事務室、食堂兼休憩室の換気・空調を稼働できるシステムを設けること。必要稼働時間は、3日(12時間/日)」とするが、これらの水準以上の提案を期待する。なお、空調については、プロパンガス保管庫に保管しているプロパンガスを利用してガスヒートポンプエアコンを稼働させることを想定に加えること。」と記載がありますが空調については、ZEB取得や、プロパンボンベ庫の容量から妥当な系統(容量)のみをガスヒートポンプエアコンとし、それ以外の室については発電機等による対応としてよろしいでしょうか。	左記提案は可とします。
101	要求水準書	78	6.3.1	エ	(ウ)			給食エリアに関する特記事項	「エリア内の諸室や機器の温度・湿度は、リアルタイムで監視・制御・記録ができ、異常発生時には自動通報されるシステムとすること。対応する機器は、冷蔵・冷凍機器を想定しているが、それ以上の提案は妨げない。」と記載がございますが、リアルタイムでの記録とは、異常が発生した場合に警報が鳴動し、記録が残るシステムとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、それ以上の提案は妨げません。
102	要求水準書	78	6.3.2	ケ	(ウ)			機械警備設備	監視カメラ設備のレコーダー及びモニターの設置場所について、事業者側、市側どちらの事務所への設置となるのか。または、モニターは両方の事務所へ設置しなければならないのか。	モニターは両方の事務所へ設置してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
103	要求水準書	80	6.3.3	カ	(イ)			ガスコージェネレーションシステム	「一時的な停電時や災害等による停電時において、都市ガスの供給が可能な場合、ガスコージェネレーションシステムによる発電電力の供給により、新センター棟及び米飯棟の調理設備等の電源を確保することが可能なシステムとすること。」と記載がありますが電源容量確保のためにコージェネレーションの台数を選定すると、排熱の有効利用(排熱を捨てることになる)ができないため、排熱の有効利用できる分の台数を選定し、不足する電源容量は発電機で供給することによろしいでしょうか。	左記提案は可とします。
104	要求水準書	80	6.3.3	カ	(イ)			ガスコージェネレーションシステム	「一時的な停電時や災害時の停電時～新センター棟及び米飯棟の調理設備等の電源を確保することが可能なシステムとすること。」とありますが、75頁キ防災性(キ)停電対策a(b)において、一時的な停電時の給電対象は「非常的に副食1品を調理する調理設備及び翌日の給食実施に必要な最低限の洗浄・消毒保管機器とする。」とあります。一時的な停電時のガスコージェネレーションシステムの給電先は75頁キ防災性(キ)停電対策a(b)に記されている機器を対象とすることによろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、それ以上の提案は妨げません。
105	要求水準書	84	6.3.3	エ	(イ)			排水設備	「グリストラップを設けること。グリストラップは、防臭蓋付とし、床面の水、塵埃等が流入しない構造とすること。」と記載がございますが、排水処理施設で市の排出基準を満たすことが可能であれば、グリストラップの設置は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	No53を参照してください。
106	要求水準書	84	6.3.4.	(ア)				調理設備の据付方法	耐震性能を考慮し、導入する設備の形状に合わせた固定方法とすること。とありますが、和え物室の回転釜など業務効率上、移動式の場合もございますので、移動式の調理設備は貴市との協議によるものとして頂けないでしょうか。	左記の提案は可とします。
107	要求水準書	85	6.3.5.	ア	(キ)			調理実習室	調理台については、「ドロップインコンロ(ガス3口)」と記載がありますが、IH式にするなど事業者の提案で宜しいでしょうか。	左記の提案は可とします。
108	要求水準書	87	6.3.7	イ	(イ)			食器等	食器かごについて4面いづれから見ても学年・クラスが分かるようにとありますが、カゴの構造上一般的にはネームプレートは付けても2面かと思います。4面でご希望でしょうか。	2面以上で提案に委ねます。
109	要求水準書	88	6.3.4.	イ	(イ)	d	(b)	コンテナ洗浄機	給食配送用コンテナ等を、自動で連続洗浄できるものとするとありますが、コンベア式でないといけないでしょうか、ご教示願います。	衛生面、機能等に支障がなければ、自動で連続洗浄できるもの以外の提案も可とします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
110	要求水準書	88	6.3.5	ア	(エ)			什器備品 (市職員用玄関)	外来者用の下駄箱及びスリッパ(60足)の調達とありますが、すべて成人用という理解でよろしいでしょうか。又は、60足分のうち一定数児童用のスリッパの準備が必要でしょうか。	児童用スリッパは不要です。
111	要求水準書	88	6.3.5	ア	(カ)			什器備品 (研修室)	大型テレビ、プロジェクター用スクリーンの調達とありますが、大型テレビのサイズについて指定はございますでしょうか(〇〇インチ以上)。また、用途としてはDVD視聴が主となり、ネット環境に接続するなどの他の用途では使用しないものと考えてよろしいでしょうか。	前段につきましては、提案に委ねます。 後段につきましては、DVD視聴のほか、ネット環境に接続することも想定しています。
112	要求水準書	88	6.3.5	ア	(カ)			什器備品 (研修室)	演台の調達とありますが、音響設備(マイク、ポータブルアンプ)は必要でしょうか。	音響設備(マイク、ポータブルアンプ)は必要です。
113	要求水準書							資料内記載なし	令和7年1月31日公表の「実施方針及び要求水準書(案)」に関する質問に対する回答№286において、調理員や配送員が喫食する給食費について、現在250円/食と回答を頂きましたが、こちらは税込価格でよろしいでしょうか。	税込み価格です。
114	資料2 本件施設用地測量図	1						関係資料	既存のキュービクルは、残置でしょうか？残置の場合、今回計画で利用させて頂いても宜しいのでしょうか？場合によっては、改修が発生します。	不可とします。
115	資料7							手づくり給食 の内容	手作り給食の内容によっては、調理時間を要する場合があります(手作りコロッケ、肉巻き、ホイル焼き、かき揚げ等)このような場合、下処理時間短縮の為、剥き玉葱やカット野菜等を使用する事はお考えでしょうか。	現在、玉葱はむき玉葱を使用しています。ごぼう、ジャガイモは献立によってはカット野菜を使用することがあります。
116	資料8 想定献立表							資料8 想定献立表	例1～10の献立について、加水量をご教示いただくか、または目安となる盛付重量をご教示ねがいます。	現在、加水量、盛付重量は都度のデータ指示はしておらず、調理員が計画し経験によって調理しています。
117	資料8 想定献立表 例10							なます	きゅうりは、生で和える、との認識でよろしいのでしょうか。他の食材同様に茹でて、冷却、和えるでしょうか。ご教示ねがいます。	きゅうりは、加熱・冷却後に和えます。
118	要求水準書 資料14-2	1						学校給食配膳員 マニュアル	健康管理につきまして、学校給食配膳員のノロウイルス検査の回数をご教示ください。	「要求水準書/5.3.1./ケ/(ア)/g/(b)」を参照してください。
119	資料16								幼稚園の通常(パン・揚げ焼・和え物・汁)パターンは、食缶の点数が【1点】との記載がありますが、小・中学校と同じ【3点】が正ではないでしょうか？	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
120	要求水準書							関係資料 資料18	米飯棟の維持管理に係る資料以外に、米飯棟の設備機器の数量等詳細がわかる資料を開示いただけますでしょうか。	要求水準書 資料5-1 既存センター及び米飯棟に係る図面(配布のみ)及び資料6-1 米飯棟の調理設備・備品に係る資料を参照ください。なお、資料の配布申請につきましては、要求水準書に記載のとおりです。
121	基本協定書(案)	1	3条	2項				事業日程	「本件設計・建設業務請負契約日」とは、具体的にいつを指すのでしょうか。当該契約の締結日、効力発生日、議決日(別紙2(1)記載の「丸亀市議会における当該契約(すなわち、本件設計・建設業務請負契約)に係る議案の議決の日」)など、いくつか選択肢が考えられます(実際上は、すべて同一日になるのかもしれませんが)ので、ご教示いただきますようお願いいたします。	本件設計・建設業務請負契約に関する丸亀市議会における議決を得られた日(本件設計・建設業務請負契約の効力が発生する日)を示します。
122	基本協定書(案)	2						第3条 別紙2	開業準備期間が●表記となっておりますが、募集要項に記載の予定通り「令和10年2月～」の認識でよろしいでしょうか。	事業者の提案に基づく事業スケジュールにより日付を記入します。
123	基本協定書(案)	3	11条	2項				市内事業者の発注	提案書類の提出段階と実際の発注段階における発注額に多少の差額が生じることは実務上、往々にしてあり得ることであると考えますが、「発注額を下回った場合」とは金額の多寡に関わらず少しでも下回った場合に違約金が発生するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	基本協定書(案)	3	11条	2項				市内事業者の発注	提案書提出時に発注を予定していた市内企業の倒産や、本社が市外への移転等、市内発注額が未達となった理由が事業者としての不可抗力の場合も考えられますので、その場合には貴市との協議によるものとして頂けないでしょうか。	不可抗力等のやむを得ない事由により、様式44-1-1の提案額の達成が困難となった場合、市と事業者により協議を行い、市がやむを得ないと判断した場合は提案内容の変更を認めます。
125	基本協定書(案)	3	11条					市内事業者の発注	構成員から再委託若しくは一次下請けである市内事業者への発注額が市内企業に起因する理由で発注額に届かない場合も違約金の対象となるのでしょうか。例)提案書作成段階では関心表明等を提出し、受ける予定だったが、ほかの業務が入り工数が足りず、受けることができなくなった。	No.124を参照してください。
126	基本協定書(案)	3	11条	2				市内事業者の発注	「受注者は、本事業の設計・建設業務完了時、開業準備業務完了時及び運営・維持管理期間中の毎年度末に、市内事業者が受け取った代金を証する書類(請求書等)を発注者へ提出しなければならない。」と記載ございますが、市内事業者とは「当該事業者への参加資格審査要件を満たした事業者の構成員との理解でよろしいでしょうか。	市内事業者とは、丸亀市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者をいいます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
127	基本協定書(案)	3	11条	2項				市内事業者の発注	「本事業の設計・建設業務完了時及び運営・維持管理業務完了時の各時点から2か月経過後において、受注者が提案書類(様式集 様式 44-1-1)において提案した市内事業者への発注額」と記載がありますが、様式 44-1-1においては、設計・建設業務期間における市内発注額を記載することになるかと存じます。「及び運営・維持管理業務完了時」部分は誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。 第11条第2項を修正します。
128	基本協定書(案)	4	13条	1項				談合等不正行為による解除	「発注者は、受注者が…次の各号のいずれかに該当するとき」は基本協定及び各契約を解除できると定められていますが、受注者のうち1社でも該当した場合、発注者は、他の受注者との関係でも、基本協定及び各契約を解除できるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	基本協定書(案)	4	13条	4項				談合等不正行為による解除	「代表企業を除く構成員」とありますが、ここでいう「構成員」とは「受注者」と同義であるとの理解で良いでしょうか。そうだとしますと、「(構成員)は、定義されておらず、また基本協定の前文の直前では別の意味合いで使われていますので、)本項の「構成員」は「受注者」または「●●グループの構成員」と変更していただく方が意味が明確になると考えます。	「受注者」に修正します。
130	基本協定書(案)	4	13条	6項				談合等不正行為による解除	本件設計・建設請負契約の契約金額の10%となると、相当多額になりますが、秘密保持や個人情報の取り扱い等(なお、別紙4には、個人情報の取り扱いに関係しない条項も含まれています)に関する軽微な違反があった場合でも(発注者に何らの損害も生じていない場合であっても)、常に、その額の違約金が発生するというのは、受注者に過度に不利な内容であると考えます。本項は削除していただけないでしょうか。	第13条第1項6号及び7号は、重大違反があった場合を対象とします。
131	基本協定書(案)	4	13条					談合等不正行為による解除	「帰責性を有する受注者は発注者に対して、連帯して各契約の契約金額を合計した金額の100分の10を違約金として支払わなければならない。」とありますが、連帯ではなく帰責者負担としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
132	基本協定書(案)	5	13条	6				談合等不正行為による解除	「発注者が、第1項第6号から第7号、第3項又は第5項の規定によりこの基本協定又は各契約若しくはその仮契約を締結又は解除するか否かにかかわらず、当該各号の該当性に対し帰責性を有する受注者は発注者に対して、連帯して本件設計・建設請負契約の契約金額の100分の10を違約金として支払わなければならない。」と記載ございますが、帰責性を有する受注者とは、「設計業務」「工事管理業務」「建設業務」「運営業務」「維持管理業務」の各業務における帰責性との理解でよろしいでしょうか。	第13条第1項各号の事由について帰責性を有する受注者という趣旨であり、個別業務と必ずしも紐付くものではありません。
133	基本協定書(案)	5	17条	1項	(6)			秘密保持義務	通常、「法律、規則、官庁又は裁判所により開示が命ぜられた情報」は秘密情報から除外せず、公的機関から開示が法的に命じられた秘密情報について、相手方当事者に通知の上、必要最低限の範囲で開示することを可能とする旨定めることが多いと考えます。秘密情報から除外してしまうと、他の第三者との間でも秘密情報として保護されなくなることになってしまうため、(6)号を削除し、上記のとおり開示が命じられた範囲に限って開示を可能とする趣旨の条項に変更することは可能でしょうか。	質問の内容を踏まえ、次のとおり修正します。 第17条第1項第6号は削除し、第6項として、次のとおり加筆します。 「6 第1項にかかわらず、発注者又は受注者は、法律、規則、官庁又は裁判所により開示が命ぜられた情報については、当該命ぜられた範囲において当該命令者によりのみ開示することができるものとする。」
134	基本協定書(案)	5	17条	3項				秘密保持義務	本項は、再委託先の違反行為について、再委託を行った受注者に責任を負わせる旨の規定であると理解しておりますが、原案ですと、受注者Aの再委託先Xが秘密保持義務に反した場合に、受注者A以外の受注者についても違反があったとみなされるのかどうか不明瞭です。再委託と無関係の受注者にまで違反があったとみなされるわけではないことを明確にするため、「受注者による違反とみなす」を「当該受注者による違反とみなす」に変更していただけないでしょうか。	質問の内容を踏まえ、第17条第3項を修正します。
135	基本協定書(案)	5	17条	4項				秘密保持義務	同様の理由で、「受注者は当該開示対象者と連帯して責任を…」を、「当該受注者は当該開示対象者と連帯して責任を…」に変更していただけないでしょうか。	質問の内容に基づき、基本協定書第17条第3項を修正します。
136	基本協定書(案)・別紙4	13							別紙4では、「委託者」、「受託者」という用語ができませんが、これはそれぞれ「発注者」、「受注者」と同義でしょうか。	ご理解のとおりです。「発注者」、「受注者」に修正します。
137	基本協定書(案)・別紙4	14	7条					再委託	「本委託業務」とは、何を指していますでしょうか。	本件設計・建設業務請負契約、本件運営・維持管理業務委託契約に基づき受注者が履行すべき業務を指します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
138	基本協定書(案)・別紙4	14	7条、8条					再委託、派遣労働者等の利用	「本契約」とは、何を指していますでしょうか。	基本協定、設計・建設業務請負契約及び運営・維持管理業務委託契約を示します。
139	基本協定書(案)・別紙4	14	7条、8条					再委託、派遣労働者等の利用	(「本委託業務」の定義にもよりますが)7条及び8条の内容は、個人情報の取り扱いに関する規定ではないと思われますので、そうだとしますと、わかりやすさの観点から、別紙4ではなく基本協定の本文に転記していただいた方が良いかと考えます。	別紙4の第7条及び第8条は削除し、第18条第2項に記載します。
140	基本協定書(案)・別紙4	15	11条					受渡し	・(受渡し)につきまして、「委託者受託者間の個人情報の受渡し」の個人情報とは、業務従事者やアレルギー対応食の対象者の個人情報を想定しております。市側で想定している個人情報の対象や範囲を具体的にご教示ください。 ・また、個人情報の預り書とはどのようなものになりますでしょうか。個人情報に関する預り書を提出しているケースは極めて少なく、弊社事例で個人情報の預り書を仮に月1回以上の提出する場合には、業務上煩雑になることが想定されます。	前段については、個人情報の保護に関する法律に規定された情報全てとなりますが、具体例のひとつとして、アレルギー対応食に関する対象生徒等の氏名、学校、学年、クラス、アレルギーの種類等を想定します。後段については、第11条を削除します。
141	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)	1	1条					総則	「丸亀市設計施工一括発注工事対象請負契約約款」に加えとあることから、本件の支払い条件は「丸亀市設計施工一括発注工事対象請負契約約款」に従い、「前払い」「中間前払い」「部分払い」を発注者に請求できるものと考えてよろしいでしょうか。 また、その場合の請求できるタイミングおよび部分払いの回数はどのようになるのでしょうか。 (例:前払い:設計業務着手時、部分払い:設計業務完了時、建設業務中複数回(新センター整備中1回(年度末)、新センター整備完了時、既存センター解体完了時)、残金竣工払い(建設・監理業務完了時(渡り廊下整備完了時)) または、「設計建設業務請負契約」の一本の契約の中でも各業務毎(設計業務、建設業務、監理業務、その他業務)に請求(前金払・中間前金払・部分払い)できるものと考えてよろしいでしょうか。 また、その場合、請求できるタイミングおよび部分払いの回数はどのようになりますでしょうか。	No.7を参照してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
142	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)	1	1条					総則	「丸亀市設計施工一括発注工事対象請負契約約款」第4条(契約の保証)の条文において、「受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。」とあります。今回の契約は「設計建設業務請負契約」一本の契約になるかと思いますが、「契約の保証」については各業務担当企業(契約書記載の各企業(設計企業・建築JV・給排水設備企業・電気設備企業・監理企業))それぞれで約款記載の方法を用いて各担当業務に対する保証を付する必要があると理解してよろしいでしょうか。 また、第41条(前金払及び中間前金払)記載の「保証契約」についても同様に考えてよろしいでしょうか。	「丸亀市設計施工一括発注工事対象請負契約約款」第4条の契約の保証及び第41条の保証契約の方法は、事業者の提案に委ねます。
143	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)	2	4条	(1)				4条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の特例)	「改定の対象となる費用は、設計費、工事監理費などを除いた、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費とする(建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事、調理設備工事など各種工事を含む。）」とありますが、様式47-1①初期調達見積書の「4.5.6.7.8」に計上する金額が改定の対象となる金額の認識でよろしいでしょうか。	様式47-1①初期調達見積書の4～8の他、11～17が対象となります。
144	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)	2	4条	(1)				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の特例	「特設工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費」とは具体的に何が含まれるのでしょうか。	No.143を参照してください。
145	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)	2	4条					第4条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の特例)	「ただし、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置に係る工事は除く。）」とありますが、当該備品等についても昨今物価高騰により調達価格が上昇しています。物価改定の対象としていただきたくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
146	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)	2	4条					第4条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の特例)	第1項において、「ただし、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置に係る工事は除く。）」とございますが、当該備品等についても昨今物価高騰により調達価格が上昇しておりますため、物価改定の対象としていただきたく存じます。(調達時期は建設期間の後半になるため、物価変動の影響を受ける可能性がさらに高まるものと考えます。)	No.145を参照してください。
147	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)	2	4条	(2)				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の特例	改定率に関して前回改定が行われた時と比べて「1000分の15」の変動があった場合に改定となっておりますが、「1000分の10」に変更して頂きたいをお願いします。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
148	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)	2	4条					賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の特例	第4条2項の後に下記の条項を追記していただけないでしょうか。 「特別な要因により施設整備期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備に係るサービス対価が不適當となったときは、発注者又は受注者は、サービス対価の指標の変更を請求することができる。」	原案のとおりとします。
149	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)	3	6条	3項				法令変更等	契約金額を支払うのは「発注者」のため、本項の主語は「発注者は」の誤記と思われますが、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)	3	7条	2項				法令変更等による増加費用	法令変更等による増加費用について、7条1項各号に該当する費用のうち「通常生ずべきもの」に関してのみ発注者の負担となっておりますが、法令変更に伴って、これに適合させるために費用が増加するという形である以上、基本的に増加費用はすべて「通常生ずべきもの」に該当するに思われますが、「通常生ずべきもの」に該当しないものとしてはどのようなものが想定されますでしょうか。	法令変更等に適合させるための費用であっても、通常生ずべき合理的な範囲を超えた過大な費用については負担しないという趣旨となります。
151	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)	4	9条	3項、5項				近隣住民に対する説明及び環境対策	5項によると発注者は「必要があると認めるとき」は受注者の説明に協力するものと定められていますが、一方で3項では「要求水準書で定めた業務の内容及び工事目的物の規模に係る事項に関する説明は発注者の責任」と定められております。5項は「要求水準書で定めた業務の内容及び工事目的物の規模に係る事項」以外の説明に関する規定であり、説明会における「要求水準書で定めた業務の内容及び工事目的物の規模に係る事項に関する説明」は発注者において実施いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書で定めた業務の内容及び工事目的物の規模に係る事項に関する説明については市の責任とし、受注者が行う説明に協力します。
152	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)	4	13条					第13条(適用除外)	「本契約では、本約款第50条第11号キからサを適用しない。」とありますが、該当する条項はないかと思料します。「本約款第51条(発注者の催告によらない解除権)第11号キからサ」の誤植でしょうか。	ご理解のとおりです。
153	設計・建設業務請負契約 特約事項(案)							調理備品調達／調理設備調達／食器・食缶等調達業務の支払いについて	左記に記載の業務につきまして、お支払い(請求)のタイミングは、新センター棟整備完了時【手順1(資料11)】との認識でよろしいでしょうか。	No.7を参照してください。
154	運営・維持管理業務委託契約書(案)	2	4条					契約上の地位の譲渡等	4条について、受注者のみが契約上の地位の譲渡等に関し事前に承諾を得る、片面的債務として定められておりますが、双方向とすることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
155	運営・維持管理業務委託契約書(案)	2	8条	3項				責任と負担	発注者からの「承諾」や「勧告」があった場合にまで受注者にすべての責任を負わせることは合理性がないと思われます。そのため、本項から「承諾」及び「勧告」を削除していただけないでしょうか。(特に、「勧告」があった場合、事実上受注者は当該「勧告」に従った対応を余儀なくされることから、そのような場合にまで受注者に責任を負わせることは不合理と考えます。)	原案のとおりとします。 勧告があったとしても、それを受けて合理的な業務遂行を行っていただく必要があります。勧告の内容が不合理と考えられる場合には、協議には応じますので、その旨、発注者にご通知ください。
156	運営・維持管理業務委託契約書(案)	3	13条	1項				契約保証金	履行保証保険契約書を発注者に寄託するとの記載があります。寄託の意味からすると、他人(発注者)に預け、その処理を頼むことの解説ですが、そのような意味と捉えれば宜しいでしょうか。	履行保証保険契約書を発注者に預けるという意味となります。
157	運営・維持管理業務委託契約書(案)	3	13条	1項				第13条 (契約保証金)	「契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出」について、契約保証金の額に相当すれば(例えば運営企業等の)1社のみの提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	運営・維持管理業務委託契約書(案)	3 ・ 4	13条	1項				契約保証金	契約保証金は、13条1の(1)～(4)の該当すれば、免除されとの理解で宜しいでしょうか。 13条4に記載されている内容との理解	契約保証金の免除に該当するのは、第13条第1項4号となります。
159	運営・維持管理業務委託契約書(案)	4	13条	2項				契約保証金	「運営・維持管理期間の初年度」とは、25頁(別紙1)で定義される「運営・維持管理初年度」と同義であるとの理解で良いでしょうか。(5項、47条1項も同様でございます。)	ご理解のとおりです。 「運営・維持管理期間の初年度」で表記を統一します。
160	運営・維持管理業務委託契約書(案)	4	13条	2項				契約保証金	「別紙4-1…に定める運営・維持管理期間の初年度の委託料」と記載がありますが、別紙4-1には「運営・維持管理期間の初年度の委託料」との記載が見当たりません。具体的にどの額を指しているのでしょうか。	別紙4-2の「2.運営・維持管理費」の(1)運営・維持管理費(固定料金)及び(2)運営費(変動料金)と「3.統括マネジメント費」の請求可能時期令和10年7月、令和10年10月、令和11年1月、令和11年4月の税込計の合計額となります。
161	運営・維持管理業務委託契約書(案)	4	13条					13条(契約保証金)	第2項において、契約保証金の額について規定されていますが、募集要項p24の記載のとおり、「運営・維持管理期間の初年度の委託料(統括マネジメント業務を除く)の合計の1年分相当額に消費税及び地方消費税の額を加えた合計金額の10分の1以上」という理解で宜しいでしょうか。	No.160を参照してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
162	運営・維持管理業務委託契約書(案)	5	19条					19条 (要求水準書等の充足)	「受注者は、本件業務を遂行するに際し、本事業に係る丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業者選定委員会が提案書類に関して述べた意見、その他発注者からの要望事項を、提案書類で提示した費用の範囲で対応できる限りにおいて尊重しなければならない。」とありますが、本件は工期等の制約があるため、「～提案書類で提示した費用や <u>工期等の範囲で市と協議のうえ</u> 、対応できる限りにおいて尊重しなければならない。」としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、尊重する意見や要望事項は、運営・維持管理業務委託契約において対象となる業務に限りします。
163	運営・維持管理業務委託契約書(案)	10	30条	2項				年次業務報告書	日報の保管期間について「5年間」と規定されていますが、当該保存期間が運営・維持管理期間の終了時を超える場合には、運営・維持管理期間の終了時までという理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理期間の終了に伴い保管期限が満了しない日報の取り扱いについては、第42条及び第43条に基づき、市と事業者による協議の上、決定します。
164	運営・維持管理業務委託契約書(案)	11	32条	3項				運営・維持管理業務のモニタリング	業務の遂行状況に関する説明及び報告を求められた場合の期限について、実務上の対応可能性の観点から「5日以内」を「5日以内(ただし、土日祝日を除く)」にご修正いただくことは可能でしょうか(37条2項も同様でございます)。	質問の内容を踏まえ、第32条第3項及び第37条第2項を修正します。
165	運営・維持管理業務委託契約書(案)	11	32条	4項				運営・維持管理業務のモニタリング	「当該業務の不履行又は不完全履行の疑いがあると認められる場合」を「当該業務の不履行又は不完全履行の疑いがあると合理的に認められる場合」にご修正いただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
166	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	34条	3項				異物混入・食中毒等	食材の調達・検収は発注者の業務ですので、食中毒等が生じた場合に、その帰責事由が受注者にあると推定することには合理性がないと考えております。そのため、「帰責事由が受注者にあることを発注者が確認した場合」を「帰責事由が受注者にあることを発注者が <u>合理的に</u> 確認した場合」に変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
167	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	34条	4項				異物混入・食中毒等	食中毒等の発生について、発注者に帰責性がある場合にまで、原因究明調査の費用を受注者が負担するのは不合理と思いますので、「ただし、食中毒等の発生に係る帰責事由が発注者にある場合、発注者が負担した費用を支払うものとする。」と追記していただけないでしょうか。	質問の内容を踏まえ修正します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
168	運営・維持管理業務委託契約書(案)	12	34条	6項				異物混入・食中毒等	冒頭で「受注者の運営・維持管理業務を原因とする食中毒等が原因で第三者に損害が生じた場合における、」との記載がありますが、本項では、発注者に帰責事由がある場合(1号)や発注者・受注者のいずれに帰責事由があるのか不明な場合(2号)について定めていますし、本項各号の定める内容は、「第三者に損害が生じた場合」に限定されるものではないと思われます。冒頭部分の記載は不正確ではないでしょうか。冒頭部分を、「食中毒等が発生した場合における、運営・維持管理業務の…」と変更していただけないでしょうか。	質問の内容を踏まえ修正します。
169	運営・維持管理業務委託契約書(案)	14	38条	2項				委託料の支払い	「本契約等の内容を満たしていないと判断し」を「本契約等の内容を満たしていないと合理的に判断し」にご修正いただくことは可能でしょうか。	質問の内容を踏まえ修正します。
170	運営・維持管理業務委託契約書(案)	15	43条	2項				運営・維持管理業務の承継	41条(契約期間の満了)は引継ぎ手続に関する条項ではないため、「前2条」は「前条」の誤記ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 第43条第2項を修正します。
171	運営・維持管理業務委託契約書(案)	16	46条	4項1項	(4)			受注者の債務不履行等による契約の解除	「若しくは受注者が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で、当該他の学校給食施設において同様の事態が生じた場合」について、削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
172	運営・維持管理業務委託契約書(案)	26	別紙1					「法令」	「通達」や「行政指導」、公的機関の「判断」までを「法令」に含めることは一般的ではなく、これらの変更について「法令変更」に含めることもまた一般的ではないと認識しております。また、53条2項において、法令変更による増加費用及び損害の取扱いについて、同項各号に該当する場合以外について受注者の負担となっていることとの関係に照らしても、「法令」に「通達」や「行政指導」、その他公的機関の「判断」まで含むとするのは合理性がないと思われます。そのため、「法令」の定義のうち、「行政処分、通達、行政指導及びガイドライン、」「その他公的機関の定めるすべての規程、判断および措置等」を削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
173	運営・維持管理業務委託契約書(案)	31	別紙4-1					別紙4-1	運営・維持管理費の固定料金部分の支払い方法について、「四半期ごとに、年間の支払額の4分の1相当額を運営・維持管理期間中に計60回支払う」とありますが、募集要項では「運営・維持管理費及び統括マネジメント費の各年度の提案価格を平準化する必要はない」とあるため、各年度の価格は平準化不要だが、同一年度内では平準化する、という理解で宜しいでしょうか。	事業期間内、同一年度内いずれの支払いに対しても市は平準化を求めません。各回、各年度の支払額は、事業者の提案に委ねます。
174	運営・維持管理業務委託契約書(案)	31	別紙4-1					別紙4-1	光熱水費は運営・維持管理費に含まれますが、実際に発生した光熱水費に関わらず、提案価格をベースに支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
175	運営・維持管理業務委託契約書(案)	31	別紙4-1					別紙4-1	本件はSPCの設立を不要とされているため、サービス対価の請求・支払い手続きについては、代表企業が取り纏めて一括で貴市に請求するが、貴市からの支払いは、代表企業を通さず、貴市から各担当企業の口座に直接に支払われるということでしょうか。	請求者と支払先は原則同一である必要があります。代表企業が請求と受領を一括して担当するか、もしくは、各企業が請求と受領を各々で行うかは提案に委ねます。
176	運営・維持管理業務委託契約書(案)	33	別紙4-1	4	2			運営・維持管理費	改定率に関して前回改定が行われた時と比べて「1000分の15」の変動があった場合に改定となっておりますが、「1000分の10」に変更して頂きたいをお願いします。 ※改定率については、2023年11月10日付けで内閣府から自治体に対して「物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について(通知)」との通達が出ていることも考慮し検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
177	運営・維持管理業務委託契約書(案)	34	別紙4-1	4	(2)			運営・維持管理費	弊社受託先において、本件の価格改定の指標である「企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」(日本銀行調査統計局)」では直近の最低賃金の上昇による人件費の増額幅をカバーできていません。パートに関しては、直近案件でも使用実績のある「最低賃金(香川県)」に変更を検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
178	運営・維持管理業務委託契約書(案)	34	別紙4-1	4	(2)			運営・維持管理費	下記の文章を追記していただけないでしょうか。 維持管理運営期間に賃金に著しい変動が生じ、維持管理・運営に係るサービス対価が不適当となったときは、発注者又は受注者は、指標の変更等を請求することができる。(最低賃金の上昇額が当事業の指標を上回り賄えない場合等)	物価や賃金に著しい変動が生じ、委託料が不適当となったときは、市と事業者により対応を協議するものとします。
179	運営・維持管理業務委託契約書(案)	34	別紙4-1					別紙4-1 委託料の基本的な考え方	維持管理業務の指標は、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に見合っておりません。つきましては保守管理にかかる人件費と修繕に係る建築の2つに分けていただけますでしょうか。 ■保守管理・・・「建設物価(財団法人建設物価調査会発行)」の高松の建築費指数における「構造別平均SRC」、「構造別平RC」、「構造別平均S」の建築のうち、受注者が事業提案書において提案した構造の建物種類を適用 ■修繕・・・建設物価(財団法人建設物価調査会発行)の高松の建築費指数における「建築」	原案のとおりとします。
180	運営・維持管理業務委託契約書(案)	34	別紙4-1					別紙4-1	表「運営・維持管理費の改定の指標」において、光熱水費に関する変動料金の単価が記載されていますが、光熱水費をすべて固定料金として設定することも認められているとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
181	運営・維持管理業務委託契約書(案)	34	別紙4-1					別紙4-1	統括マネジメント費について、「初年度(令和7年度)及びその翌年度(令和8年度)の統括マネジメント費は改定しない」とありますが、その理由を教えてください。	原案のとおりとします。
182	運営・維持管理業務委託契約書(案)	35	別紙4-1	4	(3)			統括マネジメント費	統括マネジメント費の計算式については、「APx=前回改定年度(初回は本契約締結時)の総括マネジメント費」となっておりますが、初回基準を「本契約締結時」から「募集要項等の公表時」に変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、初回の改定前に適用する指標は『令和6年10月から令和7年9月までの「企業向けサービス価格指数」又は「消費者物価指数」の平均値』です。 質問の「本契約締結時」は、事業契約締結時点での統括マネジメント費を示します。
183	運営・維持管理業務委託契約書(案)	35	別紙4-1	4	(3)			統括マネジメント費	改定率に関して前回改定が行われた時と比べて「1000分の15」の変動があった場合に改定となっておりますが、「1000分の10」に変更して頂きたいをお願いします。 ※改定率については、2023年11月10日付けで内閣府から自治体に対して「物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について(通知)」との通達が出ていることも考慮し検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
184	運営・維持管理業務委託契約書(案)	36	別紙4-2	2	(1)			運営・維持管理費	「委託料の支払い額は以下の通りとする。(提案により記入する)」とありますが、四半期ごとの支払い額の総額しかございません。市から各企業(維持管理企業・運営企業・その他企業)に支払うようにしていただきたく、書式の修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。 なお、構成員ごとの請求・支払を求める場合は、契約時に別途の企業ごとの内訳を提出していただくことを想定します。No.175を参照してください。
185	運営・維持管理業務委託契約書(案)	36	別紙4-2	2	(1)			委託料の支払額及びスケジュール	2. 運営・維持管理費(1) 運営・維持管理費(固定料金)、(2) 運営費(変動額)の③④が両方とも「運営費(上下水道料)相当額」と記載がございますが、④が「運営費(燃料費)相当額」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	運営・維持管理業務委託契約書(案)	36	別紙4-2					別紙4-2	(1) 運営・維持管理費(固定料金)の表中、③④ともに「運営費(上下水道料)相当額」となっていますが、4は「燃料費」ではないでしょうか。	No.185を参照してください。
187	運営・維持管理業務委託契約書(案)	36	別紙4-2					別紙4-2	(2) 運営・維持管理費(変動料金)の表中、③④ともに「運営費(上下水道料)相当額」となっていますが、4は「燃料費」ではないでしょうか。	No.185を参照してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
188	運営・維持管理業務委託契約書(案)	42	別紙5					付保すべき保険	第三者賠償責任保険の①保険契約者について「受注者」とありますが、各構成企業とも業種も異なり賠償責任のリスク種類も全く異なり、かつ、業種の異なる複数社での応募が想定されているため、契約当事者企業間においても別途協定を結び、発生する事象に対する対応も帰責者責任が原則と考えています。「②被保険者」以下の内容を遵守することを前提に各構成企業それぞれが「保険契約者」として必要な第三者賠償責任保険に加入しても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	運営・維持管理業務委託契約書(案)	42	別紙5					付保すべき保険	第三者賠償責任保険について、別紙5に定められた種類、内容、保証額の保険に加入していれば、本事業に限定した第三者賠償責任保険ではなく、維持管理企業が現在加入しているビルメンテナンス保険にて代用とすることが可能となるのか。	ご理解のとおりです。
190	運営・維持管理業務委託契約書(案)	43	別紙6	1	表			モニタリングの種類と方法	③随時モニタリング「設計・建設業務」に関する記載がございますが、誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。
191	運営・維持管理業務委託契約書(案)	43	別紙6					別紙6 業務のモニタリング	①定期モニタリングの項目に「『学期毎』に1回以上関係者協議会で対面モニタリングを実施」とありますが、委託料の支払は『四半期毎』であることから、定期モニタリングを実施する関係者協議会も『四半期毎』に実施し、モニタリング結果の通知を受領することの方が望ましいと考えますがいかがでしょうか。	原案のとおりとします。
192	運営・維持管理業務委託契約書(案)	44	別紙6	2	(1)			別紙6 業務のモニタリング	「第三者の事由(第三者の責による交通事故等)によって、やむを得ず不履行又は不完全履行(要求水準の未達)となった場合(ただし、第三者の事由であることの証明は受注者が行う。)」とありますが、本契約上で第三者に帰すべき事由による本施設の損害について述べられている項目がございません。第三者の事由によって不履行にならないが修繕が必要などといった場合、当該第三者に対する損害賠償の請求は受注者の責任及び費用負担にて行うという認識でよろしいでしょうか。また、第三者が特定されない場合の責任及び費用負担は貴市としていただけますでしょうか。 (例えば、内覧会や学校見学会時の什器備品の破損や、食材納品業者による什器備品の破損等)	第三者の事由により生じた当該第三者への損害賠償の請求や修繕等の費用は、市が負担します。ただし、第三者の事由であることの証明は受注者が行ってください。第三者が特定されない場合も同様に、修繕等の費用は、市が負担します。
193	運営・維持管理業務委託契約書(案)	45	別紙6					別紙6	「統括マネジメント業務の不履行又は不完全履行」について規定がありますが、統括マネジメント業務における「要求水準の未達」とは、どのような事象を想定されていますでしょうか。例示をお示しいただければと思います。	本事業を遂行するために必要となる各企業間の調整を行っていないことなどがあげられます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
194	運営・維持管理業務委託契約書(案)	45	別紙6					別紙6 業務のモニタリング 別紙7 委託料の減額	運營業務の要求水準未達の分類と優れたサービス提供に対して減額ポイントを減算する対象となる事態の具体的な事項については、優先交渉権者決定後に開業までの間で貴市と協議するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	運営・維持管理業務委託契約書(案)	50	別紙7	4				委託料の減額	※1に0%であっても減額を行う者とする記載がありますが、未提供食数があつた場合との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
196	事業者選定基準	4						a)事業計画に関する提案 ①事業実施方針・実施体制	「調理や配送・回収、配膳の業務の横断等、合理的かつ効率的な運營業務及び維持管理業務の実施体制」についてとは、具体的にどんな提案を求められていますでしょうか。	合理的かつ効率的な業務実施が可能な人員配置、各業務間で主体となる者の不在や業務取り組みの希薄化の防止などの体制の提案を求めています、これに限らず幅広い提案がなされることを期待しています。
197	事業者選定基準	4						b)設計・建設に関する提案 ①施設、付帯設備の配置計画とデザイン	「付帯設備」とは、要求水準書における「付帯施設」と同義でしょうか。	ご理解のとおりです。
198	事業者選定基準	4						b)設計・建設に関する提案 ②新センター棟のゾーニングと諸室・設備の整備計画	2ポツ目で、「事業期間中の児童数の減少等による提供食数の変化に対応できる施設・設備について」の提案を求められています、募集要項p24によると、事業期間中、提供食数は15年で100食程度しか減少しない推計となっています。この程度の食数減少に対して、具体的にどのような提案を期待されていますでしょうか。	予期しない事情により、想定以上の提供食数の減少の可能性も踏まえた提案を想定しています。
199	事業者選定基準	5						d)維持管理に関する提案 ①実施体制及び品質管理	評価内容として「施設・設備の不具合、事故等発生時に速やかな対処を実現する体制について」のみで配点40点となっていますが、項目タイトルからも、平常時の業務実施体制や、品質管理方策についての提案も必要でしょうか。応募者としては、基本的に「評価内容」に即した提案を行うことになるため、平常時の業務体制や品質確保方策についても提案を期待する場合には、「評価内容」に追記いただきたく存じます。	原案のとおりとします。 平常時の業務実施体制や、品質管理方策は、「a)事業計画に関する提案/①事業実施方針・実施体制」で提案してください。
200	事業者選定基準	6						e)運営に関する提案 「⑥食育支援（自主事業を含む。）	「⑥食育支援(自主事業を含む。）」とありますが、「自主事業」に関して、要求水準上規定がありません。自主事業とは誤植であることを、確認させてください。(提案を求める場合には、要求水準書においても、自主事業の規定をお願いいたします)	誤植ではありません。要求水準書に自主事業の規定を追記します。
201	事業者選定基準	7						f)その他に関する提案 ①地域への貢献	「長期に渡る事業期間を通じた、地域の教育行政との関わり等について」について、提案を求められています、 「教育行政との関わり」とは、どのようなことを想定されていますでしょうか。	学校等の教育機関との連携などを想定していますが、それ以上の提案は妨げません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
202	様式集	3	1.4.4	(3)					「参加グループの構成員の企業名を特定または推測できる表記及びロゴの表示は、一切しないこと。」とありますが、応募者の業務遂行能力を補足する情報として、提案書において過去の実績を記載することは可能でしょうか。	過去の実績を記載することは可とします。
203	様式集	3	1.4.4	(3)					構成員以外(下請け等)の名称はそのまま使用してもよろしいでしょうか。	構成員以外(下請け等)の名称を使用することも不可とします。
204	様式集	4	1.4.4	(9)					提出するCD-ROMへ保存するデータは様式35～様式47-5及び図面集でよろしいでしょうか。様式33、34はデータの格納は必要でしょうか。	提出するCD-ROMへ保存するデータは様式35～様式47-5及び図面集となります。様式33、34はデータの格納は不要です。
205	様式集	4	2					作成要領	提案書のレイアウトは、作成要領等に記載されている事項は遵守いたしますが、そのほか記載されていない様式の体裁等(余白や枠の大きさ)については事業者に委ねられているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	様式集	4	2.1	(2)					「他の様式や添付資料又は補足資料に関する事項が～」とありますが、関心表明書などの添付資料や提案書の補足資料の添付は別途認められますでしょうか。	関心表明書などの添付資料や提案書の補足資料の添付は不可とします。
207	様式集(word)	4	2.2	(1)				施設平面図(各階)	図面集のページ数について、「施設平面図(各階)2枚以内」とありますが、1階・2階・R階を記載する場合2枚以上となりますので、枚数は任意とさせていただけないでしょうか。	「施設平面図(各階)」の内容は1階・2階・R階とし、枚数を3枚以内とします。
208	様式集	4	2.2	(1)				記載内容及び方法(図面集)	指定の縮尺で図面を作成した際にA3の書式に収まらない若しくは小さくなりすぎてしまう場合、任意の縮尺としてもよろしいでしょうか。	縮尺を変更することは可とします。
209	様式集(ワード)	4	2.2.	(1)				記載内容及び方法(図面集)	「施設平面図(各階)2枚以内」と記載がありますが、1階・2階・R階を含めると2枚以上になると思われますので、枚数については3枚以内もしくは任意として頂けないでしょうか。	No207を参照してください。
210	様式集(ワード)	6	2	(2)		②		設計・建設に関する提案(児童数の減少等による提供食数の変化)	②事業期間中の児童数の減少等による提供食数の変化に対応できる施設・設備。 とありますが、2028年:3,338食→2043年:3,225食とほぼ減少しない(15年間で113人)想定になっています。100食程度の食数減少に対して、施設・設備の設えや使用方法を変更するとなると、逆に経済合理的ではなくなったり、運用上煩雑になることが懸念されますが、貴市として期待される提案のイメージやレベル感があれば、お示しいただけないでしょうか。	ご質問の内容が様式40-2のことであれば、No198を参照してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
211	様式集	9	3					提出書類一覧	様式47-1①～④の書式サイズが一律A4となっていますが、一部、A3のものもございます。様式見本に示されている書式サイズが正しいでしょうか。	様式47-1①～④の書式サイズは、すべてA4となります。
212	様式集							様式11-1	当該様式の後段に、四角枠がございますが、こちらには事業実施体制図を挿入すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、提案書提出時の様式(様式39-1)で様式11-1より詳細な体制図を提案することは妨げません。
213	様式集							様式11-1	表中「構成企業」という単語が出てきますが、本件においては募集要項においても「構成員」という用語しか出てこないと思われます。「構成企業」の定義がありましたら、ご教示ください。(様式39-1も同様です)	構成企業ではなく構成員が正となります。
214	様式集							様式11-1	提案書で使用する匿名(企業名)について、「構成企業A」「構成企業B」・・・の場合、どの役割の企業なのかが文脈からは分かりにくいことが想定されるため、「設計企業A」「建設企業B」・・・などと呼称することとしても、宜しいでしょうか。	左記の呼称も可とします。
215	様式集							様式39-1	スキーム図の記入例にて、「協力企業A」という表現がありますが、構成員からの下請け企業・再委託先については、企業名は匿名とする必要はないとの理解で宜しいでしょうか。(参加表明時に提出している様式11-1にも記載しないため)	下請け企業・再委託先についても、企業名は匿名としてください。 No203も参照してください。
216	様式集							様式39-2	付保する保険について、本事業用に新規で付保するものではなく、会社として包括的に加入している保険を本事業にも適用できる場合には、「保険料」は記載不要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	様式集							様式39-2	契約保証金への対応として、履行保証保険に加入する場合、履行保証保険に関しても本様式に記載する必要がありますでしょうか。	履行保証保険については、記載は任意とします。
218	様式集							様式40-1	「付帯設備」とは「付帯施設」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	様式集(エクセル)							様式47-1②調理設備見積書	必要に応じて行を追加して下さい。 と記載がありますが、「品番」や「型式」等を記載するために「列」を追加してもよろしいでしょうか。	列を追加することは可としますが、追加する場合には、備考の列より右列に追加してください。
220	様式集(エクセル)							様式47-1④調理設備見積書	必要に応じて行を追加して下さい。 と記載がありますが、「品番」や「型式」等を記載するために「列」を追加してもよろしいでしょうか。	列を追加することは可としますが、追加する場合には、備考の列より右列に追加してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
221	様式集							様式42-2-2	「②内容」のところで、(事業者調達分)とございますが、調理設備・調理備品・事務備品・食器・食缶等に関して、(市調達分)もあるということでしょうか。	米飯棟の既存の調理設備等を除く意味合いで「事業者調達分」としています。
222	様式集							様式43-1	セルフモニタリングについて、本様式で記載することを求められていますが、本様式では、運營業務に関するセルフモニタリングについてのみ、記載すれば宜しいでしょうか。セルフモニタリングは運營業務に限らず、設計・建設・維持管理業務においても実施することが求められていますが、それらについての提案は不要(審査対象ではない)との理解で宜しいでしょうか。	設計・建設・維持管理業務におけるセルフモニタリングの提案は様式39-1でしてください。
223	様式集							様式43-4	「③将来的な対応品目の増加に対応するための具体的な方策」について提案を求められていますが、貴市として、最終的にどこまで拡充したいのか、いつ頃を想定しているのかなど、お考えがありましたらお示しいただけないでしょうか。(それによって、施設スペックや体制、提案コストにも影響することが想定されます。)	No62を参照してください。
224	様式集							様式43-5-2	5ポツ目、「米飯棟に係る配送・改修業務を含む。」とありますが、改修→回収 の誤植でしょうか。	ご理解のとおりです。
225	様式集							様式43-6	「食育支援(自主事業を含む。)」とありますが、「自主事業」に関して、要求水準上規定がありません。自主事業とは誤植なのか、提案を求めるものなのか、確認させてください。(提案を求める場合には、要求水準書においても、自主事業の規定をお願いいたします)	No200を参照してください。
226	様式集							様式44-1	「市内事業者」とは丸亀市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者をいい、「市外事業者」とはそれ以外の事業者をいいます」とありますが、「丸亀市内に建設業法第3 条第1 項に規定する営業所を有する企業(丸亀市公共調達基本条例に定める準市内業者)」は市外業者となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	様式集							様式44-1	建築JVを市内事業者とそれ以外の企業のJVとする場合、「構成員である市内事業者への発注額」および「構成員である市外事業者から再委託若しくは一次下請けである市内事業者への発注額」の計算方法どのようになりますでしょうか。	「構成員である市内事業者への発注額」は、No229を参照してください。 「構成員である市外事業者から再委託若しくは一次下請けである市内事業者への発注額」は、No230を参照してください。
228	様式集							様式44-1-1	本様式では「設計・建設業務」における市内事業者の活用について提案が求められていますが、「維持管理・運營業務」における市内事業者の活用については、定量的には評価されない。ということでしょうか。その理由があれば、教えてください。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、総合的な理由で決定しました。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
229	様式集							様式44-1-1	建築JVで市外建設企業と市内建設企業の2者JVとする場合、表「構成員である市内事業者への発注額」には、JV比率に応じて当該市内建設企業の受注相当額を記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	様式集							様式44-1-1	「構成員である市外事業者から再委託若しくは一次下請けである市内事業者への発注額」について、元請が建築JV(市外企業と市内企業のJV)の場合、当該建築JVから市内企業への発注に關しての計算方法については、以下の想定で宜しいでしょうか。 例) 建築JV比率・・・市外企業70%、市内企業30%。 当該建築JVから市内事業者に1億円の下請け業務を発注する場合、「下請等市内事業者発注予定額」は「7,000万円」となる	ご理解のとおりです。
231	様式集							様式44-1-1	「市内事業者」の定義として、備考欄3番において、「丸亀市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者」とございますが、「主たる営業所(本社・本店)に限る」という理解で宜しいでしょうか。(「等」という表現があると判断が曖昧になるための確認です)(様式44-1-3も同様です)	ご理解のとおりです。
232	様式集							様式44-1-3	①において「市内企業」という用語がでてきますが、「市内事業者」と同義でしょうか。異なる場合、具体的な定義をお示しください。	「市内事業者」と同義です。
233	様式集							様式44-1-3	②において「長期に渡る事業期間を通じて、地域や教育行政との関わり方等」について提案を求められていますが、「教育行政との関わり方」のイメージが分かりにくいと感じます。どのような提案を期待されているのか例示をお示しいただけないでしょうか。	No201を参照してください。
234	様式集							様式46	備考欄1番と5番は同じ文章となっておりますが、誤植でしょうか。	ご理解のとおりです。
235	様式集							様式47-1②	様式47-1②の書式サイズがA4判と記載されていますが、様式47-1③事務備品見積書と記載する項目が同様なので、A3サイズとさせていただけないでしょうか。	No211を参照してください。
236	様式集	47-2-2						修繕計画表	「様式47-3維持管理費見積書」において、費用を平準化して提案した場合、「様式42-2-2修繕計画表」での各年度の修繕費(修繕計画表は各年度変動)とリンクしませんが、その旨を「様式47-3」「様式42-2-2」の欄外に記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	様式集	47-3						維持管理費見積書	「修繕費」の項目がありませんが、各業務に修繕・更新費を加算して記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
238	様式集	47-3						維持管理費見積書	費用を事業期間で平準化しての提案でもよい、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	様式集							様式47-1①、様式47-2、様式47-3、様式47-4	「保険料」については非課税になるため、消費税相当額には「保険料」以外の項目に関する消費税を計上すれば宜しいでしょうか。	保険料に係る消費税の計上の有無は提案に委ねますが、様式46と齟齬が出ないよう留意してください。また、保険料に消費税を計上しない場合には、計上していない旨がわかるよう明記してください。
240	様式集47-1～47-5								中計、計より上段は消費税抜で記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	実施方針	17	2.2.4	ア				既存施設の解体撤去業務	「既存センター棟及び既存付帯施設等を解体・撤去」との記載があり、既存付帯施設の資料(13)が添付されていますが、既存キュービクルは、継続使用の可能性を検討しても良いでしょうか、全て撤去と考えて宜しいでしょうか	No114を参照してください。
242	現地見学会(米飯棟) ※既存調理設備							G-8:トラックイン消毒保管機	運転中で確認(寸法取り)が出来なかった、洗浄室から炊飯室に設置しています「G-8:トラックイン食缶消毒保管機」の庫内有効寸法がわかる資料(図面)の配布は可能でしょうか。	資料(図面)の配布は行いません。 有効内寸 幅2200×奥2000×1880mm 間口幅880mm
243	現地見学会(米飯棟) ※既存調理設備							G-9:保管カート	運転中で確認(寸法取り)が出来なかった、洗浄室から炊飯室に設置しています「G-9:保管カート」の有効寸法がわかる資料(図面)の配布は可能でしょうか。	資料(図面)の配布は行いません。 有効内寸 幅735×奥885×高さ450mm×3段